

2015年10月、 医療事故調査制度が はじまりました。

この制度は、医療法に基づいた
医療事故に関わる新しい制度です。

医療事故が発生した医療機関では、
原因を明らかにするために
院内調査を行います。

第三者機関である
「医療事故調査・支援センター」が
この調査結果を受け、収集・分析すること等により、
医療事故の再発防止につなげます。

医療事故調査・支援センターの業務

院内事故調査結果
の整理・分析、報告



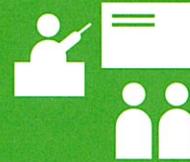
医療事故の相談・
情報提供・支援



センターによる調査



医療事故調査
従事者への研修



医療事故の再発防止
に関する普及啓発



医療安全確保の
ための業務



「医療事故調査制度」

医療事故相談専用ダイヤル

☎ 03-3434-1110

一般社団法人

日本医療安全調査機構
(医療事故調査・支援センター)

☎ 03-5401-3021/FAX 03-5401-3022

<https://www.medsafe.or.jp>

医療の安全確保に向けて

「医療事故調査制度」がはじまりました。

本制度の目的は、医療の安全の確保であり、
個人の責任を追及するものではありません。

一般社団法人
日本医療安全調査機構
(医療事故調査・支援センター)

1 「医療事故」の判断・報告とは？

この制度の対象となる「医療事故」は、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」であり、法令等に詳細に規定されています。この「医療事故」に該当するかどうかについては、医療機関の管理者が組織として判断し、該当すると判断した場合は、ご遺族への説明後、センターに医療事故発生のご報告をします。

*医療機関の管理者はこの報告を行うことが義務付けられています。ご遺族が報告するしくみとはなっていません。

2 医療機関が行う「院内調査」とは？

医療事故が発生した場合、医療機関は速やかにその原因を明らかにするために必要な調査を行います。院内調査を行う際は、中立性、公正性を確保するため、医療事故調査等支援団体の支援を求めることとされています。

3 医療事故調査等支援団体による支援とは？

医療事故調査等支援団体とは、医療機関が院内調査を行うにあたり、必要な支援を行う団体で、都道府県医師会、大学病院、各領域の医学会など、複数の医療関係団体で構成されています。想定される支援内容は以下のとおりです。

【支援内容】

- 医療事故の判断に関する相談
- 調査手法に関する相談、助言
- 院内事故調査の進め方に関する支援
- 解剖、死亡時画像診断に関する支援(施設・設備等の提供含む)
- 院内調査に必要な専門家の派遣
- 報告書作成に関する相談、助言
(医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)

詳細についてはホームページをご覧ください

医療事故調査制度に関する法律・通知等について

医療事故調査制度 厚生労働省

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>

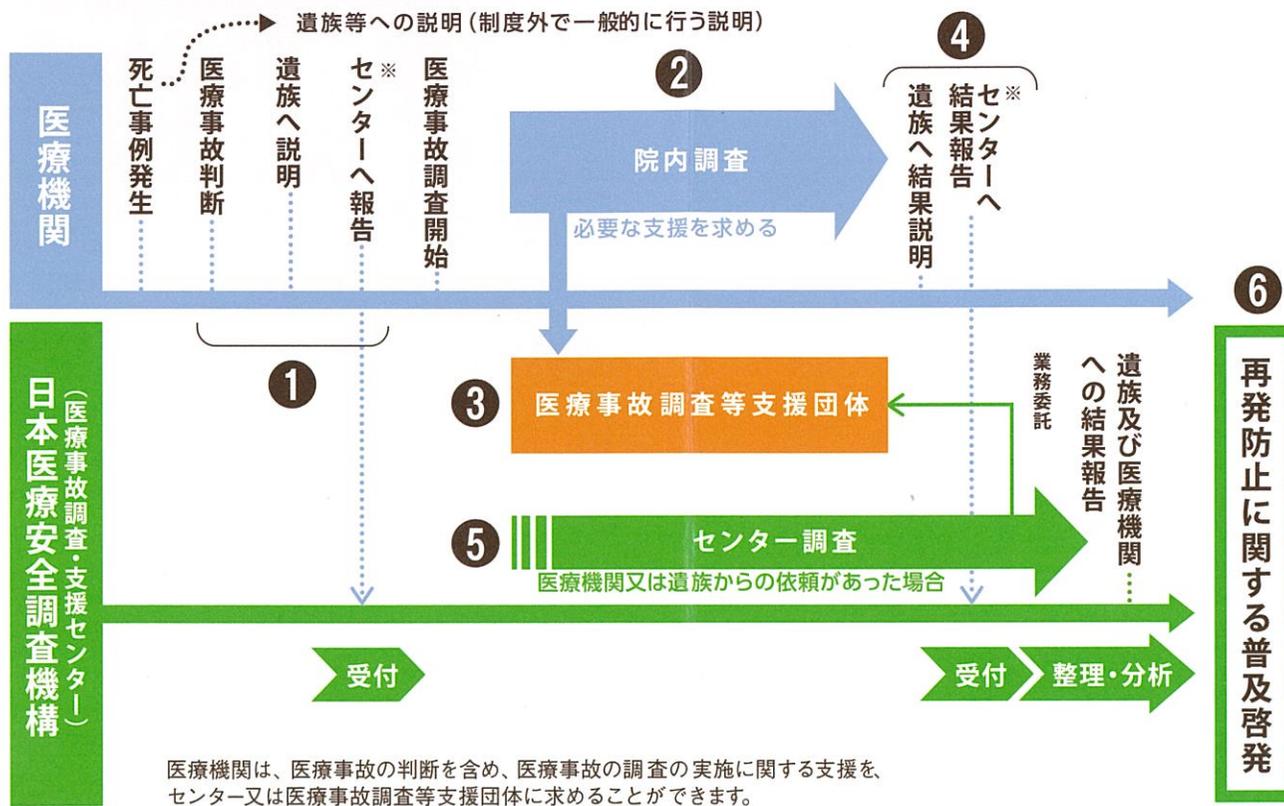
医療事故報告等の手続きについて

日本医療安全調査機構

URL: <https://www.medsafe.or.jp>

医療事故調査の流れについて

※センターとは「医療事故調査・支援センター」です。



医療機関は、医療事故の判断を含め、医療事故の調査の実施に関する支援を、センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

4 院内調査結果の説明・報告とは？

院内調査が終了した際は、医療機関はご遺族とセンターに調査結果の説明・報告をします。

*ご遺族には、口頭又は書面、もしくはその双方の適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならないとされています。

5 センター調査とは？

医療事故としてセンターに報告された事案について、医療機関又は遺族がセンターへの調査を依頼した場合、センターは必要な調査を行います。この調査が終了した際、センターは調査結果を医療機関とご遺族に報告します。

【依頼者が負担する調査費用】

・ご遺族からの依頼2万円 ・医療機関からの依頼10万円

6 再発防止に関する普及啓発とは？

センターは、医療機関から集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた再発防止に関する知見を情報提供します。